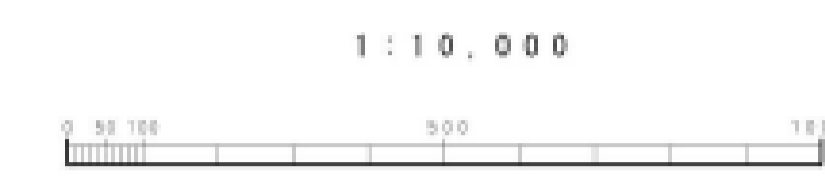


鎌倉都市計画図



種別	面積 (ha)
市街化調整区域	約1,384
第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限: 10m)	約1,294
約 28	
第一種中高層住居専用地域	約 366
約 121	
第二種中高層住居専用地域	約 1.7
第一種住居地域	約 268
第二種住居地域	約 108
準住居地域	約 23
近隣商業地域	約 81
商業地域	約 27
準工業地域	約 77
工業地域	約 133
工業専用地域	約 33
高度地区	約2,569

都市計画公園名称	都市計画道路名称
2-2-1 覚町公園	1-3-1 高遠橋渡り橋
2-2-2 石巻谷戸公園	1-3-1 横道橋渡り橋
2-2-3 中村公園	3-3-1 鎌倉参道橋
2-2-4 清水小橋公園	3-3-1 鎌倉参道橋
2-2-5 中村ひつじ公園	3-4-1 鎌倉参道橋
2-2-6 清水小橋公園	3-4-2 由比が原橋
2-2-7 藤ノ下こじか公園	3-4-3 鎌倉参道橋
2-2-8 長島ふな公園	3-4-4 鎌倉参道橋
2-2-9 武井かみ公園	3-4-5 鎌倉参道橋
2-2-10 藤ノ入公園	3-5-1 鎌倉参道橋
2-2-11 島が瀬公園	3-5-2 鎌倉参道橋
2-2-12 長谷つくり公園	3-5-3 大船場橋
2-2-13 一向堂公園	3-5-4 村木橋
2-2-14 神ノ塚公園	3-5-5 長谷大町橋
2-2-15 大久保公園	3-5-6 長谷大町橋
2-2-16 ききょう公園	3-5-7 鎌倉大橋
2-2-17 日当公園	3-5-8 大船場橋
2-2-18 大平山公園	3-5-9 阿久野橋
2-2-19 鎌倉山公園	3-5-10 大船場橋
2-2-20 鎌倉山公園	3-5-11 小橋
2-2-21 西鎌倉山公園	3-5-12 金沢橋
2-2-22 西鎌倉山公園	3-5-13 鎌倉大橋
2-2-23 西鎌倉山公園	3-5-14 小町大橋
2-2-24 西鎌倉山公園	3-5-15 大船場橋
2-2-25 西鎌倉山公園	3-5-16 大船場橋
2-2-26 西鎌倉山公園	3-5-17 藤ノ下大橋

都市計画緑地名
第1号 鎌倉区 緑地
第2号 山ノ内西成ヶ谷緑地
第3号 山崎、台家 緑地
第4号 山ノ内下ヶ谷緑地

凡例
変更後
変更前

事項	市町名	鎌倉市
件名	鎌倉都市計画	生産緑地地区の変更
図面の名称	総括図	
縮尺	1/10,000	
番号	1/1	
作成年月日	令和 年 月 日	

凡例	面積 (ha)
市街化区域・市街化調整区域	—
都市計画道路	—
都市計画河川	—
都市計画公園・緑地	—
下水道処理場・ポンプ場	—
その他の都市施設	—
ごみ焼却場・ごみ処理場・し尿処理場	—
土地区画整理事業	—
市街地再開発事業	—
高度利用地区	約 2.7
防火地域	約 31
準防火地域	約 502
風致地区	約 2,194
景観地区 (建築物の高さの最高限度: 15m)	約 232
特別緑地保全地区	約 49.4
近郊緑地特別保全地区	約 131
生産緑地地区	約 17.0
地区計画区域	—

凡例	面積 (ha)
第一種高度地区 (建築物の高さの最高限度: 15m)	約 344
第二種高度地区 (建築物の高さの最高限度: 20m)	約 309
第三種高度地区 (建築物の高さの最高限度: 31m) ただし、主要建築物以外の建築物は20mとする	約 181
第四種高度地区 (建築物の高さの最高限度: 31m)	約 71

* 鎌倉市全域が都市計画区域に指定されています。(面積約3,983ha)
 (注) 本図は一般参考図であるため、詳細については、鎌倉市都市計画課に照会していただくようお願いいたします。

1. 二枚図面。1:2、5:5の縮尺で別冊に収録されています。
 2. この図面は、都市計画法第13条に基づき、都市計画決定後、変更の届出がなされた場合、変更後の図面を掲載してあります。【都市計画決定後、変更の届出がなされた場合、変更後の図面を掲載してあります。】
 3. この図面は、都市計画法第13条に基づき、都市計画決定後、変更の届出がなされた場合、変更後の図面を掲載してあります。【都市計画決定後、変更の届出がなされた場合、変更後の図面を掲載してあります。】
 4. 縮尺: 1/10,000